



JAL Cargo Sales Co.,Ltd.

JAL Bldg. 16F

4-11, Higashi-shinagawa 2 chome

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Tel: 03-5460-5747(~8) / Fax: 03-5460-5859

JCS-INFO-09-029

2009年10月8日

お客様各位

株式会社 ジャルカーゴセールス

2009年11月 燃油サーチャージ適用額のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、燃油サーチャージ改定基準に基づいた2009年9月のシンガポール燃油平均価格は、「バレル75.06米ドル」となりました。

これにより、2009年11月1日以降に発行する日本地区発航空運送状を対象とした、燃油サーチャージ適用額は 10月適用額から変更はなく、①遠距離路線 ¥66/kg、②アジア遠距離路線 ¥57/kg、③アジア近距離路線 ¥48/kgを継続させていただきます。

JALグループでは、費用削減、収支改善に努めておりますが、航空燃油費の一部を引き続きご負担頂くことにつきまして、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

***2009年11月1日発行の航空運送状(AWB)から適用させていただきます。**

*燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用致します。

*燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用致しません。

*燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入頂き、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。

*燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と、同じでなければなりません。

*他国発貨物につきましても各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。

以上